**特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護人員等確認表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 記入年月日 | 　　　年　　　月　　　日 |  |
| 事業所名 |  |

□　留意事項

チェック項目の内容を満たしているものについては「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。

**チェック項目**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| １　従業者の員数・資格※指定特定施設入居者生活介護事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、特定施設従業者の人数は下記の通りである。(生活相談員)(看護職員又は介護職員) | **必要な人員が配置されているか。(下表に前月分の人数等を記載の上各職種について基準を満たすかチェック)**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種勤務形態別配置数 | 生活相談員 | 看護職員 | 介護職員 | 機能訓練指導員 | 計画作成担当者 |
| 常勤 |  |  |  |  |  |
| 非常勤 |  |  |  |  |  |
| ※上記の常勤換算数 |  |  |  |  |  |

(参考)常勤換算数の算出方法は以下の通り　A　非常勤従業者の週平均の勤務時間の合計(　　　時間)　B　常勤の従業者が1週間の間に勤務すべき時間数(　　　時間)　　　C　A÷B＝(　　人)小数点第二位以下切り捨て常勤換算数＝常勤の従業者の人数＋C※常勤の要勤務時間数は、事業者において定める（就業規則、雇用契約）もので、週32時間を下回る場合は週32時間とする。※「育児・介護休業法」の短縮措置が講じられている者については、30時間として取扱い可能。**・常勤換算方法で、利用者の数(前年度の平均人数とする。以下同じ)が１００又はその端数を増すごとに１人以上となっているか。** （例）利用者100人まで 常勤換算方法で　１人利用者100人超～200人 常勤換算方法で　２人**・うち１人以上は常勤か。****・資格は適切か。(社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員のいずれかを持っていることが望ましい。)****・看護職員及び介護職員の合計数は、要介護者の利用者の数に、要支援の利用者1人を要介護者0.3人として換算して合計した利用者数が３又はその端数を増すごとに1以上となっているか。** | □□□□ | □□□□ | 老企第25号第3-10-1(1)①②③④(2)(3)第4-1府基準219府予基準205府規則6.8府予規則6.8 |
| (機能訓練指導員)(計画作成担当者) | **・看護職員のうち1人以上は常勤か。****・看護職員の数は、次のとおりになっているか。****利用者の数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上****利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上(下表参照)**

|  |  |
| --- | --- |
| 「利用者数」 | 看護職員（常勤換算） |
| ～　３０人 | １人以上 |
| ３０超　～　　８０人 | ２人以上 |
| ８０超　～　１３０人 | ３人以上 |
| 以下５０人ごとに１を加える |

**・介護職員のうち1人以上は常勤か。**※看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるもの(※１)とし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか１人が常勤であれば足りるものとする。「指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合」とは、入居者の状態の改善等により要介護者が存在せず、要支援者に対する介護予防サービスのみが提供される場合をいうものとする。※「主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるもの」とは、要介護者等に対するサービス提供に従事することを基本とするものである。ただし、要介護者等のサービス利用に支障のないときに、要介護者等以外の当該特定施設の入居者に対するサービス提供を行うことは差し支えない。指定時においては、これらの従業者が要介護者等に対してサービスを提供する者として、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置が講じられており、この措置及び前記の趣旨が運営規程において明示されていることを確認する必要がある。**・常に1以上の指定特定施設入所者生活介護及び指定介護予防の提供に当たる介護職員が確保されているか。**※「常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員の確保」とは、介護サービスの提供内容に応じて介護職員の勤務体系を適切に定めることであり、宿直時間帯を含めて適切な介護を提供できるようにするものとする。「宿直時間帯」は、それぞれの事業所ごとに利用者の状況等に応じて、例えば午後9時から午前6時までなどと設定するものとする。また、宿直時間帯には宿直勤務を行う介護職員がいなければならないこととする。**・資格は適切か。**(看護職員は看護師、准看護師の資格を持っているか。介護職員は資格要件なし)**・１人以上置いているか。**※機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。・**資格は適切か。**(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師(資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導の実務経験を有すること)のいずれかを持っているか。)**・１人以上置いているか。**（利用者の数が100又はその端数を増すごとに１を標準とする。）※計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者及び介護予防サービスの利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 | □　　□□□□□□□ | □□□□□□□□ |  |
| ２　管理者 | **常勤で専ら当該事業所の管理業務に従事しているか。職務を兼務している場合は、次のとおりで、管理業務に支障がないか。**イ　当該指定特定施設における他の職務に従事する場合ロ　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該施設の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合※この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。**兼務状況(事業所名：　　　　　　　　　　　　　　　　)(職種：　　　　　　　)** | □ | □ | 老企第25号3-10-1(4)参照3-8-1(5)①②第4-1府基準220府予基準206 |
| **管理者の交代があった場合には、遅滞なく変更届出書の提出を行っているか。** | □ | □ | 法75則131法115の5則140の22 |